

御番衆 江申渡覺○中略

一休之内湯治御暇之儀被申候ば、日數常之ごとく、但斷之様子により、五廻も六廻も、又は再篇も遣可申事、

申二月廿日

〔嚴有院殿御實紀九〕明暦元年正月廿八日、紀伊宰相光貞卿、豆州熱海浴湯のいとまたまふ、

〔但州浴泉記〕寛政庚申の春のころ、予聊なやむ事ありて、但馬の國城崎郡なる温泉に浴せんと志し、其あらましを書付て、閣老織田氏の廳に出て願ければ、早速東都へ上聞ありて御ゆるしを蒙り、四月六日の夜戌の刻計に、平野隨意、鹽原我忍の二子を伴ひ、納屋橋のむかひにて龜屋喜兵衛なる者の所に行○下略

〔有徳院殿御實紀附録八〕養仙院のかたの執事、宿谷源左衛門尹行、もと鳥見よりのぼり、口さかしき者にて、時めく人々に媚へつらひ、その心にかなひしかば、世のひともひそかに眉をひそめけり、これよりさき、病に托しいづこのか温泉に赴くとて、そが子縫殿富房を招き、我こたび湯治に赴くなり、たよりよくば京大坂をもみんなと思ふといへども、この事も聞えなば、我身のみならず、汝までも越度たるべし、かなあしこ、人にないひそ、たゞ汝が心得にあらかじめ告えらするなりといふ、縫殿もところの詞もなかりけるが、それより源左衛門こ、かしこ思ふまゝに逍遙し、歸りてのちは少しもつゝ、まず、令を犯して珍らしき所々みもし、また一興なりなど、はゞかる所なく人にもかたりの、しりしかば、聞ものおどろきてさゝ、やきあへり、その後も酒にふけり、宿直の夜も酔に乗じて局々の女房などにたはぶれ、あるは刃をあらはして追ちらしなどして興じしかば、みな人悪みうとみけり、

〔三省錄後編三〕世上にて沙汰ありし富有の町人、紀伊國屋文左衛門と云ものありし、上野中堂御